機能ID	機能名称			機能要件	実装区分			適合基準日
	大分類	中分類	小分類		指定都市	中核市	一般市区町村	
0010464	―	―	20.0.4　異動履歴の記載の修正	20.0.3（異動履歴の記載）により住民票の写し等の証明書に記載される異動履歴については、修正できること。 その場合、1.2.1（異動履歴の管理）により管理される異動履歴と別に、証明書に記載される異動履歴として、1.2.1（異動履歴の管理）において管理することとされている項目を管理し、これを修正することとし、1.2.1（異動履歴の管理）により管理される異動履歴は修正しないこと。また、現に住民票（原票）に記載されている最新のデータも修正しないこと。さらに、1.2.1（異動履歴の管理）により管理される異動履歴と証明書に記載される異動履歴をともに画面上で参照できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010465	―	―	20.0.4　異動履歴の記載の修正	証明書に記載される異動履歴には、履歴番号及び枝番号を付して管理すること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010466	―	―	20.0.5　備考の記載	住民票の写し（世帯連記式でないものに限る。）（20.1.1（住民票の写し）参照）、住民票の除票の写し（20.1.4（住民票の除票の写し）参照）、住民票記載事項証明書（世帯連記式でないものに限る。）及び住民票除票記載事項証明書（20.1.2（住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書）参照）には、備考を記載するかどうかを備考の段落ごとに選択できること。ただし、除票となった者の記載事項及び統合記載欄に誤記があることが判明した場合の誤記である旨及び誤記修正後の記載等については必ず記載すること。特別の請求又は必要である旨の申出に基づき表示する項目に関する誤記である旨等については、デフォルトでは省略とし、市区町村長の判断で当該項目自体を表示して交付する場合にのみ記載すること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010467	―	20.1 住民票の写し等	20.1.1　住民票の写し	住民票の写し（世帯連記式を含まない。）について、省令に規定する様式に従い、直接印刷により出力できること。また、末尾に「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」といった認証文を記載できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010599	―	20.1 住民票の写し等	20.1.1　住民票の写し	住民票の写し（世帯連記式を含まない。）に記載する項目は以下のとおりとすること。 （別表第二の機能ID0010599の項の項目詳細の欄を参照） 統合記載欄に、異動履歴（※）、通称の記載及び削除に関する事項（※）並びに備考　（※）を記載できること。 （※）を付している項目については、省略の指定ができること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010600	―	20.1 住民票の写し等	20.1.1　住民票の写し	住民票の写し（世帯連記式を含まない。）に以下の項目を記載すること。 （別表第二の機能ID0010600の項の項目詳細の欄を参照）	○	○	○	―
0010470	―	20.1 住民票の写し等	20.1.1　住民票の写し	転出予定者の住民票の写しについて、転出予定年月日到来前に転出先住所を含めて発行すること。	×	×	×	―
0010471	―	20.1 住民票の写し等	20.1.2　住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書	住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書について、20.1.1（住民票の写し）、20.1.2（住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書）及び20.1.3（住民票の写し（世帯連記式））に規定する住民票の写し及び住民票の除票の写しの記載項目のうち、記載するかどうかを任意に選択した上で、直接印刷により出力できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010472	―	20.1 住民票の写し等	20.1.2　住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書	本籍については、都道府県名のみの出力選択もできること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日